

	号外 昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	定価1部2円 発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内 岩手県職員労働組合	No.2572 2020年 11月13日	月例給も水準維持へ。県人勧闘争に結集した成果。来る総務部長交渉で改善を求めている。

2020県人勧闘争⑪ 11.12県人事委員会報告(月例給他)

月例給水準維持報告

較差△48円(△0.01%)。「改定しないことが適当」

諸手当・休暇制度等は具体的改善に触れず

県人事委員会(熊谷 隆司 委員長)は11月12日、知事及び県議会議長に対し職員の給与等に対する報告を行った。

【月例給】公民較差は公務が民間を上回るものの、較差がわずかであり、給料表の適切な改定が困難なことから、改定しないことが適当との報告となった。その結果、月例給・一時金ともに賃金水準維持の県人事委員会の見解が出揃った。

【諸手当】通勤手当(高速道路利用、パーク&ライド)や住居手当の改善は言及されず、自己負担解消に向けた改善は継続課題となった。

【休暇制度】休暇制度の拡充に関しては、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成をはかる等とし、国や他県の動向等を踏まえて、取組の検討を進めるとの姿勢にとどまった。

《主な報告の概要》

- ①月例給：改定なし(据置) ▲0.01%・▲48円(民間351,088円、職員351,136円)
- ②両立支援策：仕事と家庭の両立支援制度が利用しやすい職場環境の整備、不妊治療を受けやすい職場環境等の醸成をはかる。柔軟で多様な働き方ができるよう、勤務時間等の制度について、国・他県動向を踏まえ取り組みを検討。
- ③長時間労働是正：管理職員のリーダーシップの下、組織全体として一層の業務縮減等を、恒常的に長時間勤務が解消されない場合は業務量や業務内容に応じて適切な人員体制の確保など実効性ある取り組みを進める必要がある。
- ④ハラスメント対策：職員への意識啓発、研修等の実施により一層の強化を。

一時金に続き、月例給も水準維持の報告を実現できたことは、多くの組合員の人事委員長あて大型ハガキ署名に結集した成果といえる。一方、諸手当・休暇制度など継続課題は山積したまま。並行する確定闘争において、賃金水準の維持、諸手当改善、人員確保をはじめ、確定闘争課題の前進に向けて、全力で取り組む(地公共闘の声明は裏面)。

2020県人事委員会報告に対する声明（一部抄）

本日（11月12日）、県人事委員会は知事と県議会に対し、月例給について公民較差が▲0.01%（▲48円）であり、民間の平均給与と県職員の給与の較差はごくわずかであることから、改定を行わないことが適当との報告を行った。この結果、10月22日の一時金に係る報告と併せ、2020年度は県職員の賃金水準を維持するとの県人事委員会の判断が出揃った。

県人事委員会の報告・勧告を巡っては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の低迷もあり、公務労働者の賃金水準の維持が焦点となっていた。厳しい情勢下にあつて、一時金に続き、月例給においても据え置く判断としたことは、県地公共闘（7単組で構成）で要請してきた、あらゆる公務職場で奮闘する職員の勤務意欲の確保に一定応えた判断と評価できる。

県地公共闘は、賃金水準の維持・改善に加え、職員の勤務・生活実態を踏まえた手当改善を重点課題として求めてきた。しかし、遠距離通勤者に係る高速道路利用や交通機関と交通用具を併用する場合の駐車場料金をはじめとした、通勤手当の改善には言及されなかった。職員の負担緩和の観点から、引き続きの課題として取り組みを継続していく。

両立支援の推進に当たり、私たちは不妊治療と仕事との両立支援のための休暇制度の創設、子等の看護休暇の取得対象範囲の拡大（例：障がい児を養育する場合の休暇日数の増や子の年齢制限の撤廃）等を求めてきた。今年の報告でも、国や民間の状況を注視しながら、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図るとの言及にとどまった。知事は「イクボス宣言」を掲げ、率先して育児・介護と仕事との両立を推進していくとしていることから、制度拡充に向け取り組みを継続していく。

長時間労働の是正策に関し、今年の報告でも、組織全体として一層の業務削減・合理化を図るとともに、こうした取組によっても恒常的に長時間勤務が解消されない場合においては、業務量や業務内容に応じて、適切な人員体制を確保するなど、より実効性のある取組を進める必要があるとしたものの、依然として長時間労働は是正されておらず、各任命権者の一層の対策が急務といえる。改めて各任命権者に対して人員体制の拡充など実効性ある対策を求めていくとともに、県人事委員会には労働基準監督機関の使命を果たすよう強く求めていく。

心身の健康管理及びハラスメント対策について、特にパワー・ハラスメントに関しては、公務職場においても本年6月から民間労働法制の改正を踏まえた防止措置が導入された。改めて各任命権者に対して職員への意識啓発や研修の実施とともに、第三者による相談窓口の設置など職場の状況に応じた実効性ある対策を指導するよう要望する。

私たち県地公共闘は、今報告を踏まえつつ、引き続き県当局と交渉を進め、新型コロナウイルス感染症対策による県民の健康と生活の確保、東日本大震災等からの復興と良質な県民サービスの提供のため、職員が安心して職務に専念できる職場環境と意欲を持てる賃金・労働条件の確保に向け、2020確定闘争を全力でたたかい抜くものである。

2020年11月12日

岩手県地方公務員共闘会議

議長 金田一文紀